

田野畑村地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)及び道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成及び実施並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要となる地域の実情に即した輸送サービスの実現に関する事項を協議するため、田野畑村地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を田野畑村田野畑143番地1に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の作成及び実施に関すること
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関すること
- (3) 田野畑村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長は田野畑村長(以下「村長」という。)をもって充て、副会長は次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、会長が指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成し、委員は村長が委嘱又は任命する。

- (1) 国土交通省東北運輸局岩手運輸支局の職員
- (2) 関係する警察署の職員
- (3) 関係する道路管理者、鉄道事業者、一般乗合旅客自動車運送業者、一般貸切(乗用)旅客自動車運送業者、一般旅客自動車運送業者が組織する団体、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、その他連携計画に定めよう

とする事業を実施すると見込まれる者

- (4) 住民又は利用者の代表
 - (5) 学識経験者その他の協議会が必要と認める者
 - (6) 村長及びその指名する田野畑村職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 会長は第3条に規定する事業に関する協議を行う場合は、委員に通知しなければならない。
 - 4 前項の規定により通知を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

(会議)

- 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議の議決方法は出席者の過半数の同意によるものとする。
 - 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
 - 4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
 - 5 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

- 第8条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(連携計画の作成等の提案)

- 第9条 次に掲げる者は、村長に対して、連携計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第3条第1項の基本方針に即して、当該提案に係る連携計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
- (1) 道路管理者、鉄道事業者、一般乗合旅客自動車運送業者、一般貸切（乗用）旅客自動車運送業者、一般旅客自動車運送業者が組織する団体、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体、その他連携計画に定めようとする事業を実施しようとする者
 - (2) 公共交通の利用者その他の公共交通の利用に関し利害関係を有する者
- 2 村長は、前項の規定による提案を受けた場合には、当該提案に基づき連携計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、連携計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、田野畑村の交通政策担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第14条 協議会に監事を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が委嘱する監事によって行う。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年6月2日から施行する。

(任期の特例)

2 最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第6条第2項の規程にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

別表第1(第6条関係)

田野畑村地域公共交通活性化協議会構成名簿

条項	種別	所属等	委員名
第1号委員	国土交通省東北運輸局 岩手運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整部門)	なかやしき もり お 中屋敷 守 央
		首席運輸企画専門官 (輸送・監査部門)	いちのわたり とし ゆき 一ノ渡 俊 行
第2号委員	岩手県岩泉警察署	交通課長	しもとまい さとし 下斗米 聡
第3号委員	国土交通省東北整備局三陸国道事務所	調査課長	た なか せい りゅう 田 中 誠 柳
	岩手県岩泉土木事務所	道路整備課長	わた なべ よし あき 渡 邊 義 昭
	田野畑村地域整備課	課長	くわ がた かね よし 鋤 形 金 由
	三陸鉄道株式会社	運輸企画部長	こん の じゅん いち 金 野 淳 一
	東日本交通株式会社	取締役所長	なか むら しゅう 中 村 修
	岩手県バス協会	事務局長	う べ てい いち 宇 部 貞 一
	田野畑交通有限会社	代表取締役	きく ち だい 菊 地 大
	有限会社田野畑観光タクシー	代表取締役	やま ぎき みつ お 山 崎 光 男
	岩手県タクシー協会	専務理事	さ とう せい じ 佐 藤 利 樹
第4号委員	田野畑村教育委員会	教育次長	わ やま とし じ 和 山 敏 治
	田野畑村保健医療センター	事務長	はなけ やま とし子 富 山 とし子
	田野畑北部自治振興会	役員	あわ ぶち ただし 泡 瀬 正
	羅賀明戸自治協議会	会長	はなけ やま たく あり 富 山 拓 雄
	社団法人島越自治親交会	監事	さ さき きみ しげる 佐々木 茂
	浜岩泉学区内連絡協議会	会長	くま がい あきら 熊 谷 章
	田野畑地区自治協議会	会長	はなけ やま せい いち 富 山 清 一
	沼袋地区自治振興会	会長	さ さき きみ きくさぶろう 佐々木 菊三郎
	田野畑村PTA連合会	会長	よし づか きみ お 吉 塚 公 雄
	田野畑村老人クラブ連合会	会長	く とう ち えい 工 藤 智 榮
第5号委員	岩手県宮古地方振興局	企画振興課長	た なか こう せい 田 中 耕 平
	岩手県交通運輸産業労働組合協議会	岩手県北自動車労働組合 執行委員長	とわだ さとし 十和田 諭
第6号委員	田野畑村	村長	かみ つくえ かん じ 上 机 莞 治
	〃	総務課長	なか しま きわ お 中 嶋 喜和男

